

## 上小阿仁村障害者活躍推進計画

機関名	上小阿仁村
任命権者	上小阿仁村長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
上小阿仁村における障害者雇用に関する課題	<p>上小阿仁村においては、平成30年3月に障害者が1名退職して以降、障害者の法定雇用率が未達成となっている。</p> <p>このため、令和2年1月から12月までを計画期間とする障害者採用計画を作成し、新年度へ向けて採用活動をおこなっている。</p> <p>計画の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である職員の活躍のために体制の整備や各種取り組みを行っていく。</p>
目標	
① 採用に関する目標	○計画期間内に新たに障害者（1名）の採用を行い、法定雇用率の達成を目指す。
② 定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を促進する体制整備	<p>○ 障害雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、周知する。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○ 今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務内容等については柔軟な対応を行う。</p> <p>○ また、障害者と業務の適切なマッチングができているのか点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○ 相談窓口への相談ほか、面談等を実施し、障害者である職員に対して必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・ 「就学支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・ 特定の就学支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調整の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。